

春の火災予防運動を実施します



4月1日（水曜日）から4月7日（火曜日）までの7日間

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』を統一標語として、県内一斉に春の火災予防運動を実施します。火災のない佐渡市となるようご協力をお願いします。



期間中の行事予定



○佐渡市消防団による夜間防火広報

中央、両津、相川、南佐渡方面隊が管轄地区で広報を実施します。

○防火パレード 4月5日（日）

午前9時10分から中央方面隊が管轄地区内の主要道路を走行します。

両津、相川方面隊の防火パレードは今回行いません。

※秋の火災予防運動期間中に実施します。



野焼き・ゴミ焼きは禁止です



春先は空気が乾燥しているため、火は少し風にあおられるだけで、すぐ燃え広がってしまいます。特に乾燥注意報や強風注意報が発表されている時の火入れは極めて危険です。実際に、枯れ草焼きの火が建物に燃え移った事例もあります。佐渡市では野焼きやゴミ焼きは原則禁止されていますので、火入れ行為はしないでください。





設置していますか？住宅用火災警報器

平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。就寝中の逃げ遅れをなくするため、**寝室（寝室が2階にあるときは階段にも）に設置**しなければなりません。まだ設置していない場合は、早急に設置してください。



	必ず設置
	設置をおすすめ

古くなった住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで作動しなくなることがあるため、**設置してから10年を目安に本体の交換**をおすすめします。

また、今後新しく住宅用火災警報器を設置または交換する際には、**連動型住宅用火災警報器**をおすすめします。“連動型”とは、火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、他の部屋に設置してあるすべての住宅用火災警報器が警報を発する方式のものです。これにより、別の部屋に居てもいち早く火災の発生を知ることができます。



119番



早期に火災を発見できた場合には、初期消火を行える可能性があります。最近では、一般住宅で使いやすいように開発された住宅用の消火器が販売されています。住宅用火災警報器の設置、交換に併せて消火器の設置もお願いします。



「感震ブレーカー」が住宅用防災機器に追加されました。

過去の大規模地震で発生した火災の多くが電気火災でした。

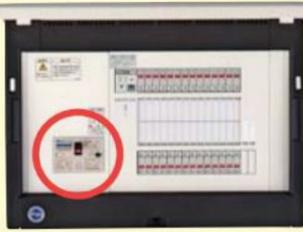
原因として、地震直後に停電し、電熱器具が転倒や損傷したまま避難し、その後電気が復旧したことにより出火するケースなどがあります。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置で、地震時の電気火災の抑制に効果的です。

佐渡市火災予防条例が一部改正され、住宅用防災機器として「感震ブレーカー」が追加されました。



<感震ブレーカーの種類>

コンセントタイプ	簡易タイプ	分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）
			
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。
約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度	約5～8万円（標準的なもの）	約2万円
電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要	電気工事が必要	電気工事が必要

※それぞれに特徴があります。

設置の際は、各ご家庭の状況に合わせて選択してください。